

## 夕張市福祉有償運送運営協議会設置要綱

### (目的)

第1条 夕張市福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、夕張市の住民の福祉向上を図り、公共の福祉の推進を図るため、福祉有償運送の必要性、これらを行う場合における旅客から収受する対価その他自家用有償旅客運送の適正な運営確保のために必要となる事項を協議するため設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録(法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の登録更新及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。)を申請する場合における福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、自家用有償旅客運送のサービス内容その他自家用有償旅客運送に関し協議会が必要と認める事項

### (構成員)

第3条 協議会の構成員は、別表のとおりとする。

### (協議会の運営)

第4条 協議会には会長及び副会長を置き、委員の中から互選する。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 協議会の議事は、委員の合議とする。ただし、協議が調わない場合においては、出席委員の中でその議決方法を決定するものとする。
- 6 協議会の構成員は、地域福祉の向上、地域住民の生活に必要な旅客運送を確保し、もって地域福祉向上に資するため、誠意をもって責任ある議論を行うよう努めるものとする。
- 7 協議会は原則として公開する。ただし、個人情報等の取扱いについては十分配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。
- 8 協議会の庶務は、夕張市福祉事務所福祉課において行う。
- 9 福祉有償運送に関する相談、苦情その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

(福祉有償運送に係るご相談又は通報窓口)

夕張市福祉事務所福祉課生活福祉グループ

連絡先: 0123-52-1059

FAX 0123-52-0638

### (守秘義務)

第6条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

### (協議結果の取扱い)

- 第7条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、該当事項の誠実な実施に努めるものとする。
- 2 協議会において協議が調った場合には、申請者は速やかに関係運輸支局等へ申請を行うものとする。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮り定め

る。

附則

この要綱は平成19年10月12日から施行する。

この要綱は平成20年3月1日から施行する。